

外国籍住民の皆さんへ

変わります『住民登録制度』

～外国籍住民の方にも、「住民基本台帳法」が適用されます～

7月9日から外国人登録法は廃止され、入管法・住民基本台帳法の一部を改正する法律により、外国籍住民の方にも住民票が作成されることになりました。

住民票が作成される外国籍住民対象者

短期滞在者等を除き、適法に3カ月を超えて在留し住所を有する方。

1. 中長期在留者(在留カード交付対象者)
 - ・在留資格をもって日本に在留し、うち3カ月以下の在留期間が決定された人や、短期滞在・外交又は公用の在留資格が決定された人以外の方
2. 特別永住者(特別永住者証明書交付対象者)
 - ・入管特例法により定められている特別永住者
3. 一時庇護許可者又は仮滞在許可者
4. 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者
 - * 1～4以外の方や、改正法の施行日(7月9日)に在留資格がない方(外国人登録法における在留期間の記載事項の変更を市に届けていない方を含む)については、住民票を作成する対象者にならないため、住民票が発行できなくなります。ご注意ください。

5月(予定)に対象者へ仮住民票をお送りします

改正後に住民票に記載される予定の外国籍住民の方へ5月(予定)に仮住民票をお送りします。現在の外国人登録原票の記載を基に作成しますので、その記載内容を確認していただきます。外国籍住民と同一世帯である日本国籍住民の方につきましても、続柄等に変更が生じる場合は仮住民票をお送りする予定です。
* 内容確認にご協力をお願いします。

外国人登録証明書が

「在留カード」、「特別永住者証明書」に変わります

7月9日以降、外国人登録証明書は「在留カード」「特別永住者証明書」に変わります。

ただし、現在の外国人登録証明書も、下表の期間内は有効です。

該当する有効期間内に順次切り替えの手続きを行ってください。

〈現在の外国人登録証明書の有効期間〉

対象者	16歳以上の方	16歳未満の方	切替え手続き場所
特別永住者	外国人登録証明書の前回確認日以降7回目の誕生日まで。ただし、7回目の誕生日が改正法の施行日(7月9日)から3年以内に来る方は、施行日(7月9日)から3年	16歳の誕生日まで	居住地の市役所 (甲賀市役所市民課 土山地域市民センター 甲賀大原 // 甲南第一 // 信楽 //)
永住者	改正法の施行日(7月9日)から3年	3年または、16歳の誕生日のいずれか早い日まで	住所地を所轄する 入国管理局
上記以外の在留資格の人	改正法の施行日(7月9日)以降、在留期間の変更時、または在留資格の変更時	在留期間の満了日まで、または16歳の誕生日のいずれか早い日まで	住所地を所轄する 入国管理局

希望される方には事前申請を受け付けています

1. 特別永住者の方は、居住地の市役所で旅券(所持する場合に限る)・特別永住者証・写真1葉(16歳未満は不要)を持参の上申請手続きをしてください。後日、法務大臣が「特別永住者証明書」を作成し、市町村窓口で交付します。
2. 1以外の中長期在留者の方は、住所地を管轄する入国管理局において申請してください。後日、「在留カード」が、入国管理局から交付されます。詳しくは、入国管理局へお問い合わせください。

事前申請された「特別永住者証明書」「在留カード」は新たな制度が施行された7月9日以降に交付されます。

お願い

住民票は外国人登録原票を基に作成されます。実際は転居していても、市役所に届けていないなど、最新の状況が登録されていないことで正しく住民票が作成されない場合があります。新制度へ円滑に移行するために、正確な外国人登録をお願いします。

詳しくは総務省または法務省のホームページをご覧ください。

◆総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

◆法務省ホームページ

<http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/newimmiact.html>

問い合わせ

市民課 戸籍住民係
☎65-0683 ☎65-6338

地域の見守りで高齢者虐待を防ぎましょう

高齢者が、家族や親族などから家庭内で暴力や不適切な介護を受けるなどの高齢者虐待が、社会的な問題となっています。平成22年度の厚生労働省の調査では高齢者の虐待数は16,764件で、4年連続で増加しています。

誰もが安心して暮らせるように、高齢者虐待を未然に防ぎ、助け合える地域づくりが大切です。

虐待の種類

- **身体的虐待** (具体的な例)
平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る。
無理やり食事を口に入れる。
やけどや打撲をさせる。
ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に服用させる。
- **介護・世話の放棄・放任** (具体的な例)
入浴できていない等で異臭がする、髪が伸び放題、皮膚が汚れている。
水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。
高齢者が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない。
同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること。
- **心理的虐待** (具体的な例)
排泄の失敗を笑ったり、それを人前で話すなどして高齢者に恥をかかせる。
怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
侮辱を込めて子どものように扱う。
話しかけているのを意図的に無視する。
- **性的虐待** (具体的な例)
排泄の失敗の罰として下半身を裸にして放置する。

人前で排泄させる、オムツ交換をする。
わいせつな映像や写真を見せる。

- **経済的虐待** (具体的な例)
日常的に必要なお金を渡さない(使わせない)。
本人の資産等を無断で売却する。
年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。

寝たきりや認知症高齢者の介護は非常に大変です。また、介護を一生懸命しすぎて負担を感じることもあります。そのなかで追い詰められ、結果として虐待が起こることがあります。介護や虐待等でお困りの場合は下記までご相談ください。

相談窓口

- **水口町にお住まいの方**
水口地域包括支援センター
住所 水口町水口5607番地 ☎65-1170 ☎63-4591
- **土山町・甲賀町にお住まいの方**
土山・甲賀地域包括支援センター
住所 甲賀町大久保507番地2 ☎88-8136 ☎88-6557
- **甲南町・信楽町にお住まいの方**
甲南・信楽地域包括支援センター
住所 甲南町葛木977番地 ☎86-8034 ☎86-5974

認知症講演会

(甲賀市人権教育連続セミナー第15回)

〔日時〕 3月10日(土)

13時30分～15時30分(受付13時)

〔場所〕 甲南情報交流センター
忍の里プラザ

〔内容〕 第1部 講演

「家族の方へ 地域の方へ」

～認知症者の介護者からのメッセージ～

講師・越智 須美子さん

第2部 対談

「認知症ケアの倫理と人権」

～越智須美子さんとともに～

コーディネーター・渡邊 一江さん
(グループホームせせらぎ管理者
認知症専門指導師)

〔定員〕 400名

〔申込〕 不要

〔入場料〕 無料

提出先・問い合わせ

長寿福祉課 地域支援係
☎65・0699 ☎63・4591

人権推進課人権教育推進係
☎65・0693 ☎63・4582